

千葉県子ども・子育て支援事業支援計画 構成（素案）

【目次】

【計画の趣旨】

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画期間
- 3 計画の達成状況の点検・評価
- 4 計画の見直し

第1章 教育・保育の推進等

- 第1節 県区域の設定
- 第2節 教育・保育の量の見込みと、提供体制の内容・実施時期
 - 1 各年度における教育・保育の量の見込み【需要】
 - 2 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及び実施時期【供給】
 - 3 県設定区域別【需要】【供給】一覧
- 第3節 県の認可及び認定に関する需給調整の考え方
 - 1 基本的な考え方
 - 2 本計画に含まれない施設の認可・認定
 - 3 幼稚園・保育所が認定こども園に移行する場合
 - 4 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の取扱い
- 第4節 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び保育の推進に関する体制の確保
- 第5節 教育・保育者等の確保及び質の向上
- 第6節 仕事と家庭の調和の実現に向けた働き方の見直し

第2章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

- 第1節 児童虐待防止対策の充実
- 第2節 社会的養護体制の充実
- 第3節 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- 第4節 障害児施策の推進等

(注) 基本的記載事項 任意記載事項

計画の趣旨

子ども・子育て支援法及び国の基本指針等を踏まえて、計画策定の趣旨や計画期間などを記載

1 計画策定の趣旨

- 平成24年8月に、子ども・子育て支援法をはじめ、関連法律が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設された。
- この子ども・子育て支援事業は、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、市町村及び都道府県がその提供体制を確保することを基本理念とするもの。
- 市町村は、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、全ての子どもに良質な生育環境を保障するため、それぞれの家庭や子ども状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施する。
- 県は、「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、市町村がこれらの役割を果たすために必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を越えた広域的な対応が必要な施策を講ずる。
- 本計画は、子ども・子育て支援法第62条第1項の規定により策定する。
- 本計画は、「新輝け！ちば元気プラン」「千葉県次世代育成支援行動計画」「千葉県地域福祉支援計画」「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」「家庭的養護推進計画」「母子及び寡婦自立促進計画」「第2次健やか親子21」「千葉県第5次障害者計画」その他の関係計画等との調和・連携を図る。
- 本計画は、子ども・子育て支援法第60条第1項に基づく国の定める基本指針の考え方を受けて作成する。

2 計画の期間

- 本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

3 計画の達成状況の点検及び評価

- 県計画については、各年度、計画に基づく施策の実施状況等を点検・評価し、その結果を公表するとともに、結果に基づき対策を実施する。

4 計画の見直し

- 平成27年4月1日（予定）の子ども・子育て支援法施行後、子ども・子育て支援法第19第1項の認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分に係る量の見込みと大きくかい離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。
- そのため、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況を踏まえ、中間年を目安として、必要に応じ、県計画の見直しを行う。なお、この場合における見直し後の計画期間は、当初の計画期間とする。

「法」…子ども・子育て支援法（平成24年8月法律第65号）

「国の指針」…子ども・子育て支援法第60条第1項に基づく国の定める基本指針

第1章 教育・保育等の推進

第1節 県区域の設定

県は、「教育・保育の量の見込み【需要】」と「実施しようとする教育・保育の確保の内容とその時期【供給】」を定める単位となる区域（以下「県設定区域」という。）を定める。

なお、「県設定区域」は、第3節に定める、県の認可・認定に関する需給調整の判断基準となる。

県設定区域を定めるに当たり、次の事項を勘案する。

- ①市町村が定める教育・保育提供区域（以下「市町村設定区域」という。）
- ②隣接市町村等における広域利用の実態
- ③市町村子ども・子育て支援事業支援計画（以下「市町村計画」という。）における教育・保育の量の見込み、確保の内容、時期

県設定区域の設定方法

原則：教育、保育、地域子ども・子育て支援事業を通じて同一区分

例外：認定区分ごと・地域子ども・子育て支援事業ごとの広域利用の実態が異なる場合、区分又は事業ごとの設定も可能

第2節 教育・保育の量の見込みと、提供体制の内容・実施時期

各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項は、次のとおりとする。

1 各年度における教育・保育の量の見込み【需要】

教育・保育の量の見込みの基本的考え方を記載

○算定に当たっての基本的考え方

県は、各年度における県設定区域ごとの教育・保育の量の見込みについて、参酌基準^註を参考として、次に掲げる区分ごとに、それぞれ次に掲げる必要利用定員総数を定めるものとする。

区分1：法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども

（＝満3～5歳、幼児期の学校教育のみ）

◎特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。）に係る必要利用定員総数（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。）

（＝認定こども園＋幼稚園（確認を受けたもの）＋幼稚園（確認を辞退したもの）の必要利用定員総数）

区分2：法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども
(=満3～5歳、保育の必要性あり)

◎特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）に係る必要利用定員総数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

(=認定こども園+保育所+一部認可外保育施設等の必要利用定員総数)

区分3：法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども
(=0～2歳、保育の必要性あり)

◎年齢区分ごとの特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び特定地域型保育事業所（事業所内保育所における労働者枠に係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数の合計数（認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。）

(=認定こども園+保育所+家庭的保育事業+小規模保育事業+事業所内保育事業の地域枠+居宅訪問型保育事業+一部認可外保育施設等の利用定員総数)

注) 参酌基準：「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」別表第六
市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、第三の五の1を踏まえて都道府県設定区域ごとの広域調整を行ったものを定めること。

2 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期【供給】

実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期における基本的考え方を記載

平成29年度末までに、1により定めた各年度の量の見込み【需要】に対する教育・保育施設及び保育事業を整備することを目指す

○算定に当たっての基本的考え方

県設定区域及び次のアからウまでに掲げる区分ごとに、それぞれ次のアからウまでに掲げる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

ア：法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども
(=満3～5歳、幼児期の学校教育のみ)

◎特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。）
(=認定こども園+幼稚園（確認を受けたもの）+幼稚園（確認を辞退したものの）)

イ：法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども
(=満3～5歳、保育の必要性あり)

◎特定教育・保育施設
(=認定こども園+保育所+地方自治体が運営費補助を行う認可外保育施設等)

ウ：法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども
(=0～2歳、保育の必要性あり)

◎年齢区分ごとに係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育所における労働者枠に係る部分を除く）
(=認定こども園+保育所+家庭的保育事業+小規模保育事業+事業所内保育事業の地域枠+居宅訪問型保育事業+地方自治体が運営費補助を行う認可外保育施設等)

3 県設定区域別【需要】【供給】一覧

県設定区域ごとに、各年度における教育・保育の見込み（必要利用定員総数）、提供体制の確保、その実施時期の表を作成し記載（1と2をまとめた表）

第3節 県の認可及び認定に関する需給調整の考え方

1 基本的な考え方

需給調整の基本的な考え方を記載

需要（量の見込み）>供給（利用定員の総数）⇒原則認可・認定

需要（量の見込み）<供給（利用定員の総数）⇒需給調整

※利用定員の総数には、確認を辞退した幼稚園を含む

○県は、認可・認定の申請をした認定こども園・保育所に適格性があり、かつ認可基準を満たす場合は認可・認定する。

○但し、下記に該当する場合、需給調整を行う。

(認定こども園法第17条第6項、児童福祉法第34条の15第5項、第35条第8項)

当該年度の県設定区域における、次のa～cに掲げる利用定員の総数が、それぞれ次のa～cまでに定める必要利用定員総数にすでに達しているか、認可・認定によりこれを超えることになると認めるとき。

a：特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

(=満3～5歳、幼児期の学校教育のみ)

◎特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）

(=認定こども園+幼稚園（確認を受けたもの）)

- b：特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）
（＝満3～5歳、保育の必要性あり）
◎特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）
（＝認定こども園＋保育所＋地方自治体が運営費補助を行う認可外保育施設等）
- c：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育所における労働者枠に係る部分を除く）の利用定員の総数（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）
（＝0～2歳、保育の必要性あり）
◎特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）
（＝認定こども園＋保育所＋家庭的保育事業＋小規模保育事業＋事業所内保育事業の地域枠＋居宅訪問型保育事業＋地方自治体が運営費補助を行う認可外保育施設等）

2 本計画に含まれない施設の認可・認定

本計画に「実施するもの」として定められている施設・事業所の認可・認定が行われる前に、計画に含まれない施設から認可・認定の申請があった場合の考え方を記載。

本計画に含まれない教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定をどのように行うか、検討の上記載する。

※参考 ～国の基本指針における考え方

- 子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育・保育施設又は地域型保育事業所の整備を行っている場合において、当該整備を行っている教育・保育施設又は地域型保育事業所の認可又は認定が行われる前に、計画に定めのない教育・保育施設の認可又は認定の申請があったときは、知事は、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。
- なお、この場合、自治体の判断で、計画に定めのない教育・保育施設の認可・認定を行うことは可能。
- 実際に認定を受けた人数が、計画における「量の見込み」を上回っているときは、知事は、地域の実情に応じ、教育・保育施設の認可・認定を行うことが望ましい。

3 幼稚園・保育所が認定こども園に移行する場合

既設の幼稚園・保育所が認定こども園に移行する場合、認定こども園への移行を促進するため、各区分の「量の見込み」が充足されている場合であっても、「県計画で定める数」に達するまでは認可・認定を行う。

(1) 幼稚園が認定こども園に移行する場合（＝保育所機能の増大）

県は、県設定区域における、第2節1で定める「区分2」及び「区分3」に対応する教育・保育施設の「必要利用定員総数の合計」（＝満3～5歳／0～2歳、保育の必要性ありの認定）が、同区分に対応する「量の見込み」に、「県計画で定める数」を加えた数に達するまでは、認可・認定を行う。

(2) 保育所が認定こども園に移行する場合（＝幼稚園機能の増大）

県は、県設定区域における、第2節1で定める「区分1」に対応する教育・保育施設の「必要利用定員総数」（＝満3～5歳、学校教育のみ）が、同区分に対応する「量の見込み」に、「県計画で定める数」を加えた数に達するまでは、認可・認定を行う。

認定こども園に移行する場合の需給調整について、「量の見込み」に加える「県計画で定める数」の検討を要する。

4 特定教育・保育施設に該当しない幼稚園

確認を辞退する幼稚園（私学助成を受ける幼稚園）が当該県設定区域にある場合、当該施設の定員等を、区分1（＝満3～5歳、学校教育のみ）の利用定員数に加える。

国の指針に基づき、比較すべき「必要利用定員総数」（第2章1で定める区分1に係るものに限る）に「教育・保育施設に該当しない幼稚園」（確認を受けない幼稚園）の収容定員の総数（又は在籍幼児数を勘案し知事が定める数）を加えることを原則とする。

国の指針

- ・知事は、教育・保育施設の認定又は認可の申請があったときは、当該認可又は認定の申請に係る教育・保育施設が所在する都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）及び特定教育・保育施設に該当しない幼稚園の利用定員の総数の合計が、都道府県設定区域における当該年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該認可若しくは認定の申請に係る教育・保育施設の設置によってこれを越えることになると認める場合は、教育・保育施設の認可又は認定をしないことができる。

第4節 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

1 認定こども園の普及に関する基本的な考え方

県は、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に対し必要な支援を行い、認定こども園の普及に努めることとする。

- (1) 県設定区域毎の目標数値及び設置時期の表を記載
- (2) 幼稚園、保育所から認定こども園への移行に必要な支援策

- 2 幼稚園教諭及と保育士の合同研修に対する支援等、都道府県が行う支援策
- 3 教育・保育の役割提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策
- 4 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携の推進方策
- 5 認定こども園・幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

第5節 教育・保育者等の確保及び資質の向上

質の高い特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業を提供するに当たり、基本となるのは人材である。

そのため、保育教諭・幼稚園教諭・保育士その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者に従事する者を確保するとともに、その資質の向上のため、次の取り組みを行う。

- 1 教育・保育者の確保及び資質の向上のために講ずる研修等の実施
保育教諭、幼稚園教諭、保育士、その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者、地域子ども・子育て支援事業に従事する者を対象とする研修等を実施
- 2 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の養成及び就業の促進等
- 3 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の具体的な必要見込み人数とその確保方策
- 4 保育教諭の促進（幼稚園教諭免許・保育士資格の片方のみを有する者の併有促進）
についての対象者への周知
- 5 国の施策も活用した保育士人材の確保
- 6 国の施策を活用した幼稚園教諭の人材確保及び資質の向上
- 7 研修の実施方法及び実施回数等を定めた研修計画の作成、研修受講者の記録の管理等

第6節 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しについて記載

第2章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援等

※以下の内容について、現在策定中の「家庭的養護推進計画」「母子及び寡婦自立促進計画」「第2次健やか親子21」「千葉県第5次障害者計画」と整合を図りながら、県の実施計画を記載。

第1節 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童虐待防止対策の充実
 - ①児童相談所の体制の強化
 - ②市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進
 - ③妊婦や子育て家庭の相談体制の整備
 - ④児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

第2節 社会的養護体制の充実

- (1) 家庭的養護の推進
 - ①里親委託等の推進
 - ②施設の小規模化及び地域分散化の推進
- (2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成
- (3) 自立支援の充実
- (4) 家族支援及び地域支援の充実
- (5) 子どもの権利擁護の推進

第3節 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

第4節 障害児施策の推進等